

第 1 号様式（日本産業規格 A 列 4 番）

移動等円滑化取組計画書

令和 8 年 6 月 3 0 日

住 所 岡山県岡山市北区日応寺1277番地

事 業 者 名 岡山空港ターミナル株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 水川 宏一
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1)	旅客施設等の整備に関する事項 大規模な工事を要する固定橋やエスカレーターの改修を、今後の増改築に含めるよう検討する。
(2)	旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項 高齢者、障害者、急病人等、人的支援が必要と思われる旅客に対して、空港内事業者が連携して支援できるようにする。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
固定橋勾配 エスカレーター	固定橋床勾配を1/12に改修する（増改築時） 水平部踏段3枚のエスカレーターに更新する（増改築時）

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
既存設備	バリアフリーやユニバーサルデザインについて検証されている報告書などを参考に、当空港での事例に当てはめ改善点を調べ、大小共に今後の改修計画に盛り込んでいく。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
空港内事業者との連携	移動円滑化に関する措置について、空港内他事業者と連携し、引き続き誘導や介助等の支援を得られるようにして行く。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
アクセス、施設利用情報の提供	ホームページや総合案内カウンターで施設利用についてご案内します。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の誘導案内に関する情報共有	ユニバーサルデザインや交通弱者の移動などに関するセミナーに参加し、そこで得た情報を現場で対応する方に情報を共有し、お客様へのフォローに繋げる。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
交通検索サイトへ情報を掲載	「らくらくおでかけネット」へ情報を掲載する

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

社内外からの意見を社内で共有するとともに、設備の更新や改修のおりの改善に役立てる。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	なし	

V 計画書の公表方法

当社ホームページ「お知らせ」の取組についての報告ページへ掲載。

VI その他計画に関連する事項

設備の改修を含む多くの施設改修計画が、空港全体の機能強化が今後予定されているため、実施時期の検討を余儀なくされています。

- 注 1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。